

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和5年9月28日 改正

日 南 町

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
1.	日南町農業・農村の概要	2
2.	施策展開の方向と目指すべき農業構造	3
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき 農業経営の指標	11
第3	第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担うものの確保及び育成に関する 事項	12
1.	農業を担う者の確保及び育成の考え方	12
2.	日南町が主体的に行う取り組み	12
3.	関係機関との連携・役割分担の考え方	13
4.	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収 集・相互提供	13
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	14
1.	農用地の利用に占めるシェアの目標	14
2.	推進方針	14
3.	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	14
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	14
1.	地域計画推進事業	15
2.	利用権設定等促進事業に関する事項	15
3.	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	22
4.	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行 う農作業の実施の促進に関する事項	25
5.	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関す る事項	26
6.	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	26
第6	その他	27
別紙1	(第5の2(1)カ関係)	28
別紙2	(第5の2(2)関係)	29

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 日南町農業・農村の概要

本町は鳥取県西部を流れる一級河川日野川の最上流にあり中国山地のほぼ中央に位置している。総面積は約340平方kmで、その約9割を山林が占めている。町の中央部を流れる日野川に向かって大小の河川が合流しており、その流域を中心に標高280mから600mの間に大部分の集落と耕地が広がっている。

農業形態は水稻単作と和牛繁殖を主体として営まれてきたが、近年では準高冷地の気象条件を生かしてトマトやピーマン、白ネギ、ブロッコリー等の野菜生産に力を入れた複合型の農業に取り組んでいる。特にトマトは新規就農の若者が定着し生産を行うことにより、販売金額が増加して平成30年には2億円を突破した。

しかしながら、農業構造については2015農林業センサスにおいて、農業以外の仕事からの所得が主となっている兼業農家（第2種兼業農家）が農家全体の約56%を占め、全体的に農業の弱体化が進行している。農業従事者の減少や高齢化等に歯止めがかからないことから、農家戸数は現状の85%程度に、耕地面積も現状の94%程度に減少すると予測される。

令和2年8月には、町長に対して農業委員長から提言書「10年後の日南町農業の将来ビジョン」が提出された。その中において、地域における更なる規模拡大への限界感や次世代の人材育成の必要性、守るべき農地の明確化等の提言がなされている。また、新型コロナウイルス感染症の経営への影響も懸念されていることから、将来に向けて地域の農業全体が持続していけるように見直しが必要である。

農地利用の再編成と本町の特性を生かした農業振興を図るため、人・農地チーム会議を定期的開催し、担い手と農地をめぐる問題について、関係機関が情報共有をしながら課題解決と実質化された人・農地プランの作成に向けて取り組んできたところである。

総農家数の現状と見込み

総農家数	現況	令和10年見込み
	865戸	735戸

※現状は2015農林業センサスから引用。

耕地面積の現状と見込み

農用地区分	現況	令和10年見込み
田	1,370ha	1,291ha
畑	141ha	123ha
合計	1,510ha	1,414ha

※現況は平成27～28年鳥取農林水産統計年報による。

2. 施策展開の方向と目指すべき農業構造

課題の多い農業情勢に加えて、農業生産物の販売価格が低迷する中で、地域農業の持続性を高めるためには、効率的かつ安定的な農業経営体の育成のほか、町外からの新規就農者が地域に定着できるような支援など、多様な担い手を育成していく必要がある。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成

ア 個別経営体の育成

農業を職業として選択するに足る魅力とやりがいのあるものとしていくためには、農業所得で生計をまかなえることが重要である。このため、日南町、農業委員会、鳥取西部農業協同組合、日野農業改良普及所、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構等関係機関及び団体が一体となり次の支援を行う。

- ① 人と農地に関する幅広い問題解決のため、関係機関が情報を共有し、将来計画の作成や経営診断の実施、農地集積といったステップアップを促す。
- ② 認定農業者制度をより効果的に運用するため、地域計画における地域内の農業を担う者と位置付け、農地集積・集約化の円滑な推進を図る。この話し合いの推進にあたっては、町、農業委員会、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構等の関連機関で推進する。

イ 組織経営体の育成

従来から集落が一丸となって地域農業を支えるため、集落営農組織(組織経営体)の活動が活発であり、近年は更なる組織力強化等を目的に法人化も進んでいる。令和元年度時点で、本町では23の法人経営体が組織されている。(これらの法人については鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針に基づき、個別経営体として取り扱う。)

着実に規模拡大や生産コストの低減が図られている一方、役員やオペレーターといった組織運営の中心となる人材の高齢化により今後の存続を危ぶむ声も聞かれている。新たな組織化だけでなく、既存組織の世代交代の推進や組織同士の連携についても支援に取り組む。

- ① 集落営農の法人化は、組織の経営発展・基盤強化を図る上では推進すべき方向性の1つであるが、人材育成や経営の方向性等、十分に話し合われ合意されることが必要である。こうした検討の際には、農業経営・就農支援センターの活用を促す。
- ② 人材育成や畦畔管理作業等の省力化、中山間地域の農地を維持し次世代へつなぐための集落営農組織の活動支援を強化する。

ウ 地域の実情に応じた多様な担い手の育成

その他の農家(販売農家及び自給的農家)についても、中山間地地域等直接払制度や多面的機能支払交付金制度による協定の構成員等であり、集落の維持管理に

大切な役割を果たしている。規模の大小に関係なく地域で安定的に営農を継続するとともに、近隣農家から一部作業を受託するような農家についても積極的にその役割を評価し支援していく。

エ 経営体同士の連携強化

人・農地プランの実質化に引き続き、地域計画の策定に向けた話し合いを各地域で今後も継続して開催していくことで、地域の現状や課題等について情報共有を図り、経営体相互の経営力強化につなげていく。また、必要に応じて農業者以外の地域住民の参画や新たな連携組織づくり等にも取り組み、地域全体の将来展望を検討する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保

ア 新規就農者の現状と目標

平成21年度から実施している日南町農林業研修生制度により、町内農家の後継者のみならず、町外からの農業研修生も多数を受入れ、(一財)日南町産業振興センターにより農業研修を実施している。令和2年3月末時点で研修を終了し独立自営就農へと結びついた者は17名、農業法人等に雇用就農した者は3名であり、現在研修中の1名を加えると21名が新規就農(又は就農見込み)し、この制度運用による効果が出ている。引き続き日南町農業研修生制度の運用等による新規就農者の育成・確保を行い、令和10年までに8名の新規就農者を見込む。

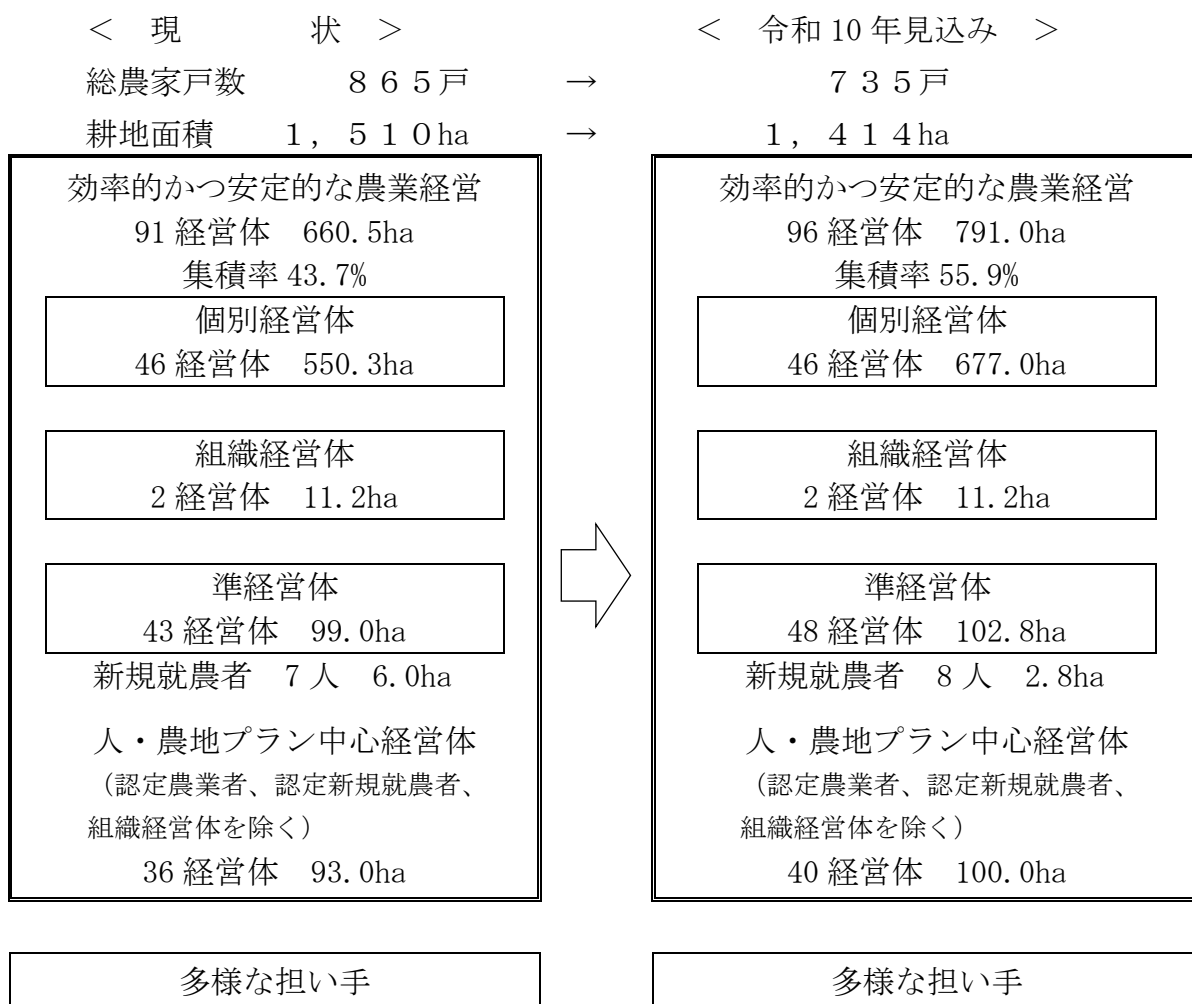
イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組み

町内での就農を積極的に誘導するため、(一財)日南町産業振興センターを中心に、国や鳥取県等が実施する就農相談会等に参加するとともに、就農希望者には研修と共に定住に向けた支援を行う。併せて、認定農業者等の後継者についても日南町農業の次代を担う重要な担い手として位置づけ、鳥取県の支援制度等を活用した研修支援を行う。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと発展できるよう、青年等就農計画制度による認定新規就農者への位置づけを支援する。支援にあたっては、日南町、農業委員会、鳥取西部農業協同組合、日野農業改良普及所等の関係機関が連携して行う。

(3) 目指すべき農業構造の姿

令和10年における本町の姿を展望した時、経営規模の拡大や充実により地域を支えるような経営体が育つ一方で、高齢化等により経営規模を縮小、離農する農家も見込まれる。効率的かつ安定的な経営体の育成と農地利用の姿を次のとおり展望し、実現に向けて施策誘導を図っていく。



※今後の効率的かつ安定的な農業経営の育成に向け、目標の達成状況を進捗管理していくため次のとおり位置づける。

- 個別経営体・・・認定農業者＋基本構想水準到達者（根拠：担い手及びその農地利用の実態に関する調査 農林水産省）
- 組織経営体・・・複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている組織（根拠：担い手及びその農地利用の実態に関する調査 農林水産省）
- 準経営体・・・認定新規就農者＋人・農地プランに位置づけられた中心経営体（認定農業者、組織経営体、認定新規就農者との重複を除く）

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標（以下「農業経営モデル」という。）として、町内の他産業従事者と同程度の水準となるよう、本町で現在営まれている経営事例や土地条件等を考慮し次のとおり示す。

なお、所得及び経費の試算にあたっては、本町の農業の実情を加味して作成したが、販売物収入は社会情勢等に左右されるものであり、今後の先進技術や低コスト営農体系の導入等も考慮している。

個別経営体（個人経営体）の目標水準

年間労働時間	主たる従事者 年間 1,800 時間
目標農業所得	主たる従事者一人当たり概ね 300 万円以上とする。

個別経営体（法人経営体）及び組織経営体の目標水準

年間労働時間	主たる従事者 年間 1,800 時間
目標農業所得	主たる従事者一人当たり概ね 300 万円以上とする。 ただし、農事組合法人等は一経営体当たり概ね 300 万円以上とする

※主たる従事者とは、経営体が行う耕作等の事業を中核的に担う者であり、その労働内容には農作業だけでなく、農業経営に関するすべての作業が含まれるものとする。

※農業経営モデルの農用地面積、作目、資本装備等は標準的なものとして設定しており、経営改善については個々の経営体の実状と将来目標、鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針等を参考にしながら、経営目標の設定を指導助言する。

※認定農業者の経営改善計画の策定にあたっては、この農業経営モデルを基本としながらも拘束されるものでなく、地域や認定を希望する経営体の実情に応じて運用する。

<農業経営モデル類型>

「個別経営体（個人経営体）」

営農類型	経営規模		生産方式	経営管理の方法 農業従事の態様
モデル1	水稲 作業受託	700a 200a	作業場 65 m ² 軽トラック 1台 トラック 1台 トラクター40ps 1台 ロータリー160cm 1台 田植機6条 1台 コンバイン4条 1台 乾燥機(循環3t) 2台 動力噴霧機 1台	○経営管理の方法 ・パソコン複式簿記による経営の明確化と分析を図る ・青色申告の実施 ○農業従事の態様 ・主従事者 1人 ・補助従事者 1人 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
モデル2	トマト(夏秋)	30a	作業場 26 m ² 軽トラック 1台 トラクター20ps 1台 ロータリー160cm 1台 かん水ポンプ2.2ps 1台 管理機4.5ps 1台 動力噴機3.5ps 1台 パイプハウス6m 30a	○経営管理の方法 ・パソコン複式簿記による経営の明確化と分析を図る ・青色申告の実施 ○農業従事の態様 ・主従事者 1人 ・補助従事者 1人 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
モデル3	白ネギ(夏) 白ネギ(秋冬)	50a 50a	作業場 26 m ² 軽トラック 1台 トラクター20ps 1台 ロータリー160cm 1台 動力噴機3.5ps 1台 管理機4.5ps 1台 土寄せ機6ps 1台 ネギ掘取管理機6ps 1台 コンプレッサー15kw 1台 ネギ皮剥機 1台 自動ネギ結束機 1台	○経営管理の方法 ・パソコン複式簿記による経営の明確化と分析を図る ・青色申告の実施 ○農業従事の態様 ・主従事者 1人 ・補助従事者 1人 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
モデル4	酪農(経産牛) 作業受託 飼料用作物	30頭 100a 200a	牛舎 350 m ² 倉庫 80 m ² 堆肥舎 80 m ² 乳牛 30頭 軽トラック 1台 ダンプ2t 1台 トラクター34ps 1台	○経営管理の方法 ・パソコン複式簿記による経営の明確化と分析を図る ・青色申告の実施 ○農業従事の態様 ・主従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農類型	経営規模		生産方式	経営管理の方法 農業従事の態様
			ロータリー160cm 1台 田植機5条 1台 コンバイン4条 1台 動力噴霧機3.5ps 1台 ハイラインミルカー30頭用 1基 バルククーラー1147リットル 1基 サイロ120m ³ 1基 フロントローダー35ps用 1台 コンプレッサー4条 1台 マニアスプレッター1.2t 1台 ブロードキャスト6000 1台 コンハーベスタ1条 1台	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
モデル5	繁殖和牛 飼料作物	20頭 250a	牛舎71-ストール 300m ² 飼料倉庫 50m ² 堆肥舎 80m ² 作業場 50m ² 黒毛和種(繁殖) 20頭 軽トラック 1台 ダンプ2t 1台 トラクター34ps 1台 ロータリー160cm 1台 ロールベアラー 1台 フロントローダー400cm 1台 テグターレーキ300cm 1台 マニアスプレッター1.2t 1台	<p>○経営管理の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン複式簿記による経営の明確化と分析を図る ・青色申告の実施 <p>○農業従事の態様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主従事者 1人 ・補助従事者 1人 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
モデル6	水稻 ピーマン(夏秋) ブロッコリー(夏) ブロッコリー(秋)	300a 20a 30a 50a	作業場 26m ² 軽トラック 1台 トラクター20ps 1台 ロータリー160m ² 1台 田植機5条 1台 コンバイン3条 1台 管理機4.5ps 1台 移植機3.5ps 1台 動力噴霧機3.5ps 1台 土寄せ機6ps 1台	<p>○経営管理の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン複式簿記による経営の明確化と分析を図る ・青色申告の実施 <p>○農業従事の態様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主従事者 1人 ・補助従事者 1人 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

注：「作業受託」は、水稻基幹4作業（耕起、代かき、田植え、刈り取り）のほ場面積とする。

「個別経営体（法人経営体）・組織経営体」

営農類型	経営規模		生産方式	経営管理の方法 農業従事の態様
モデル1	水稻 作業受託	2,000a 600a	作業場 26㎡ 軽トラック 1台 トラクター40ps 2台 ロータリー180cm 2台 田植機6条 2台 コンバイン4条 2台 動力噴機3.5ps 1台	○経営管理の方法 ・パソコン複式簿記による経営の明確化と分析を図る ・作業計画 ・財務・労務管理 ○農業従事の態様 ・主従事者 1人 ・補助従事者 3人 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・定期的な休日体制が確保できる労務管理の確立
モデル2	水稻 作業受託 トマト(夏秋)	1,800a 100a 24a	作業場 26㎡ 軽トラック 1台 トラクター40ps 2台 ロータリー180cm 2台 田植機6条 2台 コンバイン4条 2台 かん水ポンプ2.2ps 1台 動力噴機3.5ps 1台 管理機4.5ps 1台 パイプハウス6m 24a	○経営管理の方法 ・パソコン複式簿記による経営の明確化と分析を図る ・作業計画 ・財務・労務管理 ○農業従事の態様 ・主従事者 1人 ・補助従事者 3人 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・定期的な休日体制が確保できる労務管理の確立
モデル3	水稻 作業受託 白ネギ(夏) 白ネギ(秋冬)	1,800a 100a 10a 60a	作業場 26㎡ 軽トラック 1台 トラクター40ps 2台 ロータリー180cm 2台 田植機6条 2台 コンバイン4条 2台 動力噴機3.5ps 1台 管理機4.5ps 1台 土寄せ機6ps 1台 ネギ掘取管理機6ps 1台 コンプレッサー15kw 1台 ネギ皮剥機 1台 ネギ結束機 1台	○経営管理の方法 ・パソコン複式簿記による経営の明確化と分析を図る ・作業計画 ・財務・労務管理 ○農業従事の態様 ・主従事者 1人 ・補助従事者 3人 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・定期的な休日体制が確保できる労務管理の確立

営農類型	経営規模		生産方式	経営管理の方法 農業従事の態様
モデル4	水稻 作業受託 ピーマン(夏秋)	1,800a 100a 30a	作業場(木造) 26 m ² 軽トラック 1台 トラクター40ps 2台 ロータリー180cm 2台 田植機6条 2台 コンバイン4条 2台 動力噴機3.5ps 1台 管理機4.5ps 1台	○経営管理の方法 ・パソコン複式簿記による経営の明確化と分析を図る ・作業計画 ・財務・労務管理 ○農業従事の態様 ・主従事者 1人 ・補助従事者 3人 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・定期的な休日体制が確保できる労務管理の確立

注：「作業受託」は、水稻基幹4作業（耕起、代かき、田植え、刈り取り）のほ場面積とする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

就農5年後に達成すべき所得目標として、本町における効率的かつ安定的な農業経営の指標とする水準を考慮し、その8割程度を達成しうる農業経営を基本に、その主要な営農類型について次のとおり示す。

年間労働時間	主たる従事者 年間 1,800 時間
目標農業所得	主たる従事者一人当たり概ね 240 万円以上とする。

<農業経営モデル類型>

営農類型	経営規模		生産方式	経営管理の方法 農業従事の態様
モデル1	トマト(夏秋)	18a	軽トラック 1台 かん水ポンプ 2.2ps 1台 管理機 4.5ps 1台 動力噴霧機 3.5ps 1台 パイプハウス 18a	○経営管理の方法 ・パソコン複式簿記による経営の明確化と分析を図る ・青色申告の実施 ○農業従事の態様 ・主従事者 1人 ・休日制の導入
モデル2	白ネギ(夏) 白ネギ(秋冬) ブロッコリー(夏)	40a 30a 40a	作業場 26㎡ 軽トラック 1台 管理機 4.5ps 1台 動力噴霧機 3.5ps 1台 土寄せ機 6ps 1台 ネギ掘取管理機 6ps 1台 コンプレッサー15kw 1台 ネギ皮剥機 1台 ネギ結束機 1台	○経営管理の方法 ・パソコン複式簿記による経営の明確化と分析を図る ・青色申告の実施 ○農業従事の態様 ・主従事者 1人 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

第3 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担うものの確保及び育成に関する事項

1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の特産品である水稻や日南トマトなどの農産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、鳥取県農業改良普及所や鳥取西部農業協同組合等と連携して指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、町の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備等の支援を行う。

2. 日南町が主体的に行う取り組み

新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3. 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、鳥取県や農業委員会等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん、確保、就農後の定着に向けたサポート等を実施する。

4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、日南町産業振興センター及び鳥取西部農業協同組合と連携して、町内における作付け品目毎の就農受入体制や研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、就農等希望者へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、鳥取西部農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努める。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1. 農用地の利用に占めるシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地利用集積目標	農用地利用に占めるシェアの目標
791ha	概ね55.9%

※目標年次は概ね10年後の令和10年とする。

2. 推進方針

農地の利用集積、担い手の効率的経営を支援するため集約化の促進については、以前から農業委員会での利用調整が進められている。今後も、鳥取県の農地中間管理機構である(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構を中心に、人・農地チーム会議における情報共有や関係団体との連携を進めながら担い手の規模拡大や分散錯圃解消による農地集約化を推進する。併せて、再生困難な荒廃農地の非農地化にも取り組み、守るべき農地の見極めを強化する。

また、担い手への農地集約化は、区画整理や排水改善等の農地の条件改良が伴わなければ実現が難しいケースが少なくないことから、基盤整備事業との一体的な推進体制が重要となる。今後も引き続き、地域整備担当部局との連携のもと、担い手の要望を十分に踏まえながら、必要な基盤整備事業を推進する体制を維持していく。

こうした取組を円滑に推進するため、地域で十分な調整が図られるよう、(一社)鳥取県農業会議や農業経営・就農支援センターのサポートを活用しながら、農業委員及び農地利用最適化推進委員が率先して話し合いに取り組む。

3. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関が連携し、地域計画の策定を通じて地域内の合意形成を図りながら、集落ごとにまとまった形での農用地の集約化を進める。併せて、将来的に維持管理が難しいと見込まれる地域について、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

鳥取県が策定した「鳥取県農業経営基盤強化促進に関する基本方針」の第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の2の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、町の農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行な

どの特徴を十分踏まえ、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に、次に掲げる事業を行う。

1. 地域計画推進事業
2. 利用権設定等促進事業
3. 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
4. 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
6. その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

1. 地域計画推進事業

(1) 協議の場の設置方法

日南町役場農林課を窓口として、幅広い農業者の参画が図られるよう春や秋の農繁期を除いて設定したり、町の広報誌やホームページや他の農業関係の集まりを積極的に活用したりするなどの周知・工夫を図る。参加者については、農業者をはじめ、農業委員・農地利用最適化推進委員、鳥取西部農業協同組合などの関係者とし、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

(2) 地域計画の区域の基準

地域計画の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他地域計画達成に資するための事業に関する事項

地域計画の策定に当たって、鳥取県や農業委員会、農地中間管理機構、鳥取西部農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

また、農地中間管理事業等の実施を促進する事業については、地域計画の達成に資するよう、積極的な取組を行い、農地の集積・集約化に努めるものとする。

2. 利用権設定等促進事業に関する事項

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による経過措置期間中においては、各区域に地域計画が策定されるまでの間、その策定等に配慮しつつ、利用権設定等促進事業を活用し、農用地の集積・集約化を進めることができる。

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

① 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合における開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、(ア)及び(エ)に掲げる要件）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(ウ)までに掲げる要件のほか、借受者が当該借受地につき所有権の移転を受ける場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である場合、公共事業の施行に伴い用地買収を受ける者が、飯米確保のために代替地を取得する場合、認定新規就農者等が農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他農業経営の合理化に資する施設の用に供する場合等の特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

② 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、使用賃借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有するものが利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の①の(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

ウ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律

（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が農地中間管理権を取得する場合又は農業経営基盤強化促進法（以下「法」という）第 7 条第 1 号に掲げる農地中間管理機構の事業の特例事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法

（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

エ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下、「政令」という。）第 5 条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

- ① その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- ② その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ③ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

オ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うために利用権の設定等を行う場合は、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地の全てについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これらの二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

キ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、ウに規定する農業協同組合法第 72 条の 8 第 1 項第 2 号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組

合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア 日南町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

イ 日南町は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

- ① 当該開発事業の実施が確実であること。
- ② 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ③ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

ア 日南町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

イ 日南町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 申出及び要請

ア 日南町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、日南町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

イ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

ウ イに定める申出を行う場合において、(4)のイの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

ア 日南町は、(5)のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

イ 日南町は、(5)のイの規定による農用地利用改善団体又は農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

ウ ア、イに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、日南町は、農用地利用集積計画を定めることができる。

エ 日南町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようとする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等（(1)のエに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

カ アに規定する者が(1)のエに規定する者である場合には、次に掲げる事項

- ① その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- ② その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下「規則」という。）第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
- ③ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

キ アに規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

日南町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のオに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

日南町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）のアからカまでに掲げる事項を日南町の掲示板への掲示により公告する。

（10）公告の効果

日南町が、（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

（11）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

（12）農業委員会への報告

日南町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第 16 条の 2）があった場合は、その写しを日南町農業委員会に提出するものとする。

（13）紛争の処理

日南町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申し出に基づき、その円満な解決に努める。

（14）農用地利用集積計画の取消し等

ア 日南町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（9）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（1）のエに規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

- ① その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- ② その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
- ③ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

イ 日南町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

- ① (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)のエに規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。
- ② アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 日南町は、イの規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を日南町の掲示板への掲示により公告する。

エ 日南町がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取り消しに係る賃借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

オ 農業委員会は、イの規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地保有合理化事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

日南町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

なお、農用地の効率的かつ安定的な利用に支障を来たさない限り、集落の一部を除外することができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- ② 農用地利用改善事業の実施区域
- ③ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- ④ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- ⑤ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- ⑥ その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を日南町に提出して、農用地利用規程について日南町の認定を受けることができる。

イ 日南町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

- ① 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- ② 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ③ (4)のアの④に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- ④ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 日南町は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を日南町の掲示板への掲示により公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5) のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4) のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- ① 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- ② 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ③ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ 日南町は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について

(5) のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) のアの認定をする。

- ① イの②に掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- ② 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者とみなすとともに特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

ア (5) のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利

用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ 上記の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 日南町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 日南町は、(5)のイに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、日野農業改良普及所、農業委員会、鳥取西部農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体との連携を図りつつ支援が行われるように努める。

4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

日南町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に係る団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事業に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申し出があった場合は調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

日南町は、効率的かつ安定的な農業経営を維持していくために、新しい生産方式やスマート農業等にも柔軟に対応できる人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るよう、相談機能の充実や実践的な研修機会の創設等を通じて人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、ラジコン草刈機等の導入をはじめとする畦畔管理の省力化や農地を維持し次世代へつなぐための集落営農組織の活動支援に取り組む。

6. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

日南町は、1から4までに掲げた事項の促進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 各種基盤整備事業を積極的に活用し、生産性の高い生産基盤の確保を図る。

イ ライスセンター、農産物集出荷施設、育苗施設等の一層の整備活用を図り、作業受委託による水稻の規模拡大、野菜を導入した複合経営を推進するための条件を整備する。

ウ 地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 地域の農業の振興に関するその他施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の促進に資することとなるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

日南町は、農業委員会をはじめとした関係団体と連携しつつ、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示した効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するため農業経営基盤強化の促進方策について検討する。また、地域での合意形成と農地の受け手の明確化については、人・農地プランの実質化に向けた話し合いを通じて実施してきており、今後も引き続き一体的な推進を図る。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1. この基本構想は、平成7年3月8日制定
2. 平成14年4月23日改正
3. 平成18年8月7日改正
4. 平成22年6月8日改正
5. 平成26年9月30日改正
6. 令和3年2月5日改正
7. 令和5年9月28日改正

別紙1（第5の2（1）カ関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙 2 (第 5 の 2 (2) 関係)

1 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合。

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>(1) 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>(2) 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>(3) 農用地利用集積計画においては利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を得る旨を定めるものとする。</p>	<p>(1) 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算出する。</p> <p>(2) 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>(3) 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>(4) 借賃を金銭以外のもので行うようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記(1)から(3)までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外のもので行われる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>(1) 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>(2) (1)の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>(3) 借賃を金銭以外のもので行った場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>(1) 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の公使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>(2) 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申し出に基づき、日南町が認定した額を費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>

2 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1の①に同じ。	<p>(1) 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>(2) 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>(3) 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、1の②の(3)と同じ。</p>	1の③に同じ。	1の④に同じ。

3 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②損益の算定方法	③損益の決算方法	④有益費の償還
1の①に同じ。	<p>(1) 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>(2) (1)の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	1の③に同じ。この場合において1の③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者）」と読み替えるものとする。	1の④に同じ。

4 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権の移転を受けた農地所有適格法人の取締役又は理事は、所要の手続きを経て設立又は変更の登記を行うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>